

ハローライト「家族見守りサービス」利用規約

このハローライト「家族見守りサービス」(以下「本サービス」という。)、利用規約(以下「本規約」という。)は、株式会社信濃毎日新聞松本専売所(以下「事務局」という。)が運営・管理する第1条1項に定める会員登録者等が利用するにあたり適用されます。

なお、本サービスの利用にあたっては、本規約とあわせて、ハローライトサービスを運営する当社提携先であるハローライト株式会社が定める「ハローライト利用規約」が適用されるものとします。本サービスの利用をもって、会員登録者等が本規約およびハローライト利用規約を承認したものとみなします。

(本サービス内容)

第1条 本サービス内容は、次の各項に定めるとおりとします。

- (1) ハローライトサービスにより、見守り対象者(以下「会員」という。)の住居等に設置された電球の点灯と消灯の状況を確認し、一定期間点灯と消灯の動作が無い場合、見守り者及び事務局に本メール等が通知されます。本メールの通知とあわせて、事務局は会員もしくは見守り者、または両者に対し電話連絡にて、通知状況の確認、会員の所在確認等のために実施するものであり、会員に関わる事件・事故の防止を目的とするものではありません。
- (2) 前項において、見守り者の端末の設定状況・容量やプロバイダーによる設定やサーバーの混雑、電波状況等の外的な要因により、本メールの通知の到達の遅延や未到達の場合があります。この場合でも、当該通知の再送信は行いません。またこれにより発生した不利益又は損害について、事務局は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 前項以外の(1)に定めるハローライトサービスに関わる事項は、ハローライト利用規約に基づき、ハローライト株式会社が定めるところに拠るものとし、事務局は一切の責任を負いません。
- (4) (1)において本メール等が通知された場合、見守り者は、自ら会員に連絡した上で、所在確認が取れない場合などは、会員の居住地の自治体(各市町村役場の高齢福祉課や地域包括センター等)や所轄の警察署また居住自治区の民生委員等と連携して対応を図るものとする。
- (5) 本メールの通知先は最大5件とし、事務局の他に見守り者を4件まで指定することができる。
- (6) (1)において、事務局が確認状況により緊急かつ必要と判断した場合は、事務局は速やかに会員の居住地の自治体(各市町村役場の高齢福祉課や地域包括センター等)や所轄の警察署また居住自治区の民生委員等に通報します。但し、各市町村において会員を所管する地域の窓口等が明確でない場合、また各市町村窓口の休日・運営時間外等の理由により、事務局から通報できない場合はこれに限りません。

- (7) 第1条全項については、事務局の営業時間内に限り実施するものとします。
- (8) (6)において、各市町村窓口や所轄警察署による安全確認・救助・救援のための行動について事務局は一切関与せず、何ら責任を負いません。また警備業法に規定される警備業務は一切行いません。
- (9) 本サービスは、会員に関わる事件・事故防止を目的とせず、また身体および生命の安全、健康等を保証するものではありません。
- (10) (6)における事務局から通報できない場合、また事務局の判断の適否、それらに起因する会員の異変、不利益等に関して、事務局は一切責任を負いません。
- (11) 会員および見守り者は、旅行等の理由により予め24時間以上電球を使用しない場合は、事前に事務局にその旨を連絡するものとします。

(利用規定)

第2条 本サービスの利用規定は、次の各項に定めるとおりとします。

- (1) 本サービスを利用できるのは、会員登録者（以下「会員」という。）のみである。
- (2) 会員となるには、本規約の内容を十分に理解し、所定の「会員登録兼利用申込書」に署名・捺印の上、事務局へ提出・受理後、会員登録を完了しなければならない。
- (3) 前項の会員登録は、会員および見守り者全ての事前承諾を得た上で行うものとする。
- (4) 見守り者には、会員の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）に限ります。
- (5) 会員登録が完了した者に対し事務局は、本サービスに必要な手続きおよび情報提供を速やかに行うものとする。
- (6) 会員は、(4)をもって電球の交換・メールの受信設定等を自ら行うものとする。
- (7) (5)において、見守り者が会員の居住地からあきらかに遠方であると事務局が判断した場合は事務局職員が会員宅の電球の交換を行う場合がある。
- (8) 見守り者が複数の見守り対象者に対する本サービスの提供を希望する場合、見守り対象者ごとに会員登録行うものとします。
- (9) 事務局は、会員登録情報の内容が虚偽である場合、または虚偽の恐れがあると判断した場合、もしくは相当の理由により本サービスの会員として不適切であると判断した場合は、本サービスの会員登録および提供を拒否する事ができます。
- (10) 会員または見守り者の登録情報に変更が生じた場合は、速やかに事務所へ変更の依頼および所定の手続きを行うものとし、事務局は当該変更手続きが行われなかった事により、会員または見守り者が不利益を被ったとしても、何ら責任を負わないものとします。なお事務局は、会員登録情報変更手続きが適切に行われなかった場合は、本サービスの会員登録または本サービスの提供を中止または拒否する事ができます。
- (11) 事務局は、各会員に提供した電球に割り当てたシリアルナンバーと会員番号によって会員に関する一切の情報等を管理するものとします。

(電球の貸与)

第3条 ハローライト電球の取り扱いについて、次の各事項の定めるとおりとします。

- (1) 事務局は、会員に対し電球を一契約に一個貸与します。尚、会員および見守り者は電球の所有権が事務局またはハローライト株式会社に帰属する事を予め承諾します。
- (2) 事務局は、会員等の依頼により、見守り対象者の住居等で電球の設置を行います。尚、事務局は電球設置にかかる費用を会員等に負担させる場合があります。また、一部の地域において事務局による電球の設置ができない場合があります。
- (3) 電球の設置に必要な付属品は会員等の負担において用意するものとします。
- (4) 一部の地域、建物、場所において、通信障害等の外的要因により、電球内に内蔵したSIMによる通信が正常に作動できない場合があります。この場合、本サービスを利用する事ができず、解約扱いとなります。なお、事務局が本サービスの利用料金を先に収受している場合、これを会員等に返金します。
- (5) 前項の場合を除き、会員等は、電球を事務局が別途定める仕様に基づき、常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つように使用するものとします。
- (6) 電球が正常に作動しない場合には、会員等は直ちに事務局に連絡するものとし、故障などの理由により必要がある場合には、事務局は電球を交換いたします。但し、会員等の責めに帰すべき事由により電球が正常に作動しない状態となった場合には、会員等が電球の修繕・修復に要する費用を負担するものとします。
- (7) 電球が盗難、紛失、滅失し、または毀損、損傷して修繕・修復不能となった場合には、会員等は原因の如何を問わず事務局に直ちに通知するものとします。この場合、会員等は損害金として事務局に壱千円を負担するものとします。
- (8) 事務局は、会員等が前項の損害金を支払う事を条件として、代替の電球を貸与します。この場合、代替の電球は、従前使用していた電球と同機種・同色とは限りません。
- (9) 会員等は、理由の如何を問わず、本サービスの利用契約が終了する場合、電球を速やかに事務局に返却するものとします。
- (10) 事務局が定める返却期限の本サービス利用契約終了日から起算して 30 日以内に電球の返却が無い場合、本サービスの利用最終日から返却完了日までの利用期間の利用料金相当額または事務局が定める電球の販売代金に相当する金額（本サービス契約料金の12ヵ月相当分）を請求し、且つ会員等がこれを支払った場合、前項の規定に関わらず、会員等は電球を返還する義務を負わないものとします。

(電球データ等の管理)

第4条 ハローライト電球のデータ等の管理について、次の各事項の定めるとおりとします。

- (1) 会員等は、電球に蓄積されたデータその他の本サービス利用に関するデータ等を第三者に無断で使用されないよう、会員等自身の責任において厳重に管理するものとします。

- (2) 事務局の責に帰すべき事由によりデータ等が漏洩した場合もしくは不正利用された場合を除き、事務局は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 事務局は、データ等のバックアップを行う義務を負わないものとします。会員等は、データ等のバックアップが必要な場合には、自己の費用と責任において行うものとします。

(権利)

第5条 電球およびソフトウェア等に関する権利について、次の各事項の定めるとおりとします。

- (1) 電球およびソフトウェア、その他本サービスを構成するすべての素材に関する権利は、事務局またはハローライト株式会社もしくは当該権利を有する第三者に帰属します。会員等は、本サービスすべての素材に関して、一切権利を取得することはないものとし、権利者の許可なく、所有権、著作権を含む一切の知的財産権、肖像権等、コンテンツ素材に関する権利を侵害する一切の行為をしてはならないものとします。
- (2) 本規約に基づき本サービスを利用することは、本サービスに関し事務局またはハローライト株式会社もしくは第三者が有する権利自体の利用権を会員等へ付与する事を意味しません。

(利用料と支払い方法)

第6条 本サービスの利用料と支払い方法について、次の各項の定めるとおりとします。

- (1) 事務局は、本サービス利用の対価として、会員等から事務局が別途定める事務手数料および利用料（以下「利用料」という。）を収受します。
- (2) 利用料の支払方法は原則口座振替とします。その他事務局所定のクレジット決済、口座振込、請求書払いとします。
- (3) 利用料の支払いは、毎月末日にて締切、翌月 27 日に前項いずれかの支払い方法にて支払うものとします。
- (4) 事務局は、前項に定める支払い方法にかかる事務局所定の請求（振込）手数料を会員等に負担させることができます。
- (5) 利用料および請求手数料は、電球のお届け（設置）が完了した時点で発生します。
- (6) 事務局指定の支払期日までに利用料が支払われない場合、または会員等が第 9 条の各号のいずれかに掲げる行為に該当する場合、会員等は当該会員等が定めた支払い方法に関わらず、事務局の指定する方法で利用料を支払わなければならない。
- (7) 事務局は、会員等に対する事前の通知をもって、利用料および請求手数料を変更することができるものとします。

(利用期間)

第7条 本サービスの利用期間について、次の各項に定めるとおりとします。

- (1) 本サービスの利用期間は、毎月 1 日から末日までの 1 カ月単位とします。

- (2) 本サービスは、利用料を月額定額制とし、毎月末日までに解約の申し出がなき場合、翌月以降も自動更新されるものとします。
- (3) 本サービスの利用更新は、事務局が定める所定日時において、第6条(2)の支払い方法に関する与信審査を通過し、事務局にて承認した日時に確定します。尚、一部の支払い方法について、与信審査を行わずに利用更新を承認する場合があります。
- (4) 本サービスの会員登録時および前項の利用更新において、与信審査を通過しない場合、または確定日時後、支払い期日までに利用料が事務局に支払われない場合には、本サービスを利用することはできず解約扱いとなります。但し、事務局が認めた場合には、本サービスの利用を継続、または再度本サービスの利用登録を行うことができるものとします。
- (5) 前4項の規定に関わらず初回支払い分の利用免責期間は次に定めるとおりとします。
 - 月の1日～9日までに利用を開始した場合・・・月額料金の100%
 - 月の10日～19日までに利用を開始した場合・・・月額料金の50%
 - 月の20日以降に利用を開始した場合・・・・・・月額料金の0%
 - 月の途中で契約解除の旨を通知した場合・・・・月額料金0%（全額支払）
- (6) 事務局は、会員等に対する事前の通知をもって、前各項に定める利用期間の設定、与信日時および確定日時等の変更をすることができるものとします。

(利用解約および利用資格の喪失)

第8条 本サービス利用の解約および利用資格の喪失について、次の各項に定めるとおりとします。

- (1) 会員は、本サービスの利用登録（会員登録）を解約する場合には、各月の末日までに事務局所定の方法により申し出るものとします。この場合、会員は翌月1日より利用資格を失い、本サービスを利用できなくなります。
- (2) 前項の規定に関わらず、事務局は会員等が次条各項のいずれかに掲げる行為に該当する場合には、事務局の判断により、利用資格を取り消すことができるものとします。
- (3) 事務局は、会員等がその責に帰すべき事由により過去に本サービスの利用資格を失効されていることが判明した場合、または事務局が提供する他のサービスにおいてこれに準ずる事実が判明したとき、事務局の判断により、利用資格を取り消すことができるものとします。
- (4) 事務局は、会員等に対して何ら通知することなく、且つその理由を開示することなく、前二項の処分を行うことができるものとします。
- (5) 本条の規定により、解約および利用資格を喪失した場合の利用登録情報は、事務局において消去します。

(禁止事項)

第9条 会員等は、次の各項に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令に反する行為
- (3) 犯罪的行為を助長する行為
- (4) 他の会員等または第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為および財産、信用、名誉、プライバシーを侵害する行為
- (5) 他の会員等または第三者に不利益を与える行為
- (6) 本サービスの運営を妨げ、または事務局の信用を毀損する行為
- (7) 他人を欺くことを目的とした、虚偽や事実と異なる情報の登録や、なりすまし行為
- (8) 会員登録番号、電球のシリアルナンバー等を不正に使用する行為
- (9) 本サービスを事務局の許可なしに営利目的で利用する行為
- (10) 本サービス（本サービスにおいて提供される情報を含む）を不正利用する行為
- (11) 事実と異なる会員情報を事務局に登録する行為（初回の登録後、登録情報に変更があった場合において、合理的な期間内に会員登録情報の変更手続きが行われない場合を含みます。）
- (12) 電球を改造・分解・損壊する行為、および本サービスの利用において想定される方法以外により電球を利用する行為
- (13) 本サービスの提供に係るシステムやソフトウェア、プロトコル等をリバースエンジニアリングや逆アセンブル等の手法により解読する行為。これらを改ざん、修正する行為、およびこれらを複製、二次利用する行為。
- (14) コンピューターウィルスの送信等、本サービスの提供に係るシステムおよびコンピューター等の機器、通信回線ならびにソフトウェア等の機能に悪影響を及ぼす行為。
- (15) 事務局が本サービスを提供する上で関係するシステムに対して、不正にアクセスする行為。
- (16) 事務局が提供するインターフェイスとは別の手法を用いて本サービスに関連するシステムにアクセスする行為。
- (17) 本サービスに関連するシステムやソフトウェアのセキュリティホールやエラー、バグ等を利用した行為。
- (18) 本規約に反する行為。
- (19) その他事務局が不適切と判断する行為。

（保証の否認および免責）

第10条 事務局は、次の各項に掲げる事項について、一切の保証を行うものではありません。

- (1) 本サービスの内容が会員等の要求に合致する事。
- (2) 本サービスが中断されない事。
- (3) 本サービスがタイムリーに提供される事。
- (4) 本サービスにおいていかなるエラーも発生しない事。
- (5) 本サービスにより提供される情報が有益、正確または信頼できるものである事。

- (6) 本サービスにいかなる暇疵もない事。
 - (7) 会員等が本サービスを行なった行為が会員等の特定の目的に適合する事。
- 2、事務局は、会員等による本サービスに起因しまたは関連して、会員等のコンピューター等の通信機器および保存データ等に損害が発生した場合、または機器などの不具合等により本サービスが適切に利用できない場合に発生した不利益または損害について、一切の責任を負わないものとします。
 - 3、本サービスの提供にあたり、事務局が会員等に対して負う責任は、会員等が支障なく本サービスを利用できるように善良なる管理者の注意義務をもって本サービスを運営する事に限られます。
 - 4、事務局が前項に規定する注意義務を果たさず、本サービスの遅延、変更、中断、中止または廃止その他本サービスに関連して損害が発生した場合は、事務局は直接的な損害に限り、事務局が会員等から収受した直近 3 カ月の利用料金相当額をその限度として賠償するものとします。但し、事務局に故意または重大な過失がある事が客観的に認められる場合は限度額に限りません。

(会員等の責任範囲)

第11条 会員等の責任範囲について、次の各項に定めるとおりとします。

- (1) 会員等は、自己の責任において本サービスを利用するものとし、本サービスの利用、本サービスを利用してなされた行為およびその結果について、一切の責任を負うものとする。
- (2) 会員等は、本サービスの利用に際し、他の会員等または第三者との間で争いが生じた場合、自己の責任において解決するものとし、事務局は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 会員等が本規約に反する行為、または不正もしくは違法な行為によって事務局に損害を与えた場合は、事務局は当該会員等に対して当該損害の賠償を請求することができるものとします。

(本サービスの内容変更および廃止等)

第12条 本サービスの内容変更および廃止等について、次の各項に定めるとおりとします。

- (1) 事務局は、会員等への事前の通知なしに内容や名称を変更できるものとします。又、この場合に会員等に不利益や損害が生じた場合でも、事務局は一切の責任を負わないものとします。
- (2) 事務局は、会員等に事前に通知することにより、本サービスを停止または廃止することができるものとします。但し、会員等への通知は、事務局ホームページの掲載もしくは書面その他の媒体により公表する方法とします。又、この場合、会員等に不利益または損害が生じた場合でも、事務局は一切の責任を負わないものとします。

(本サービスの一時的な中断)

第13条 本サービスの一時的な中断について、次の各項に定めるとおりとします。

- (1) 事務局は、次の各項において会員等に事前の通知なしに本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
- (2) 本サービスを提供するための設備などの保守、点検、修理等を定期的に、又は緊急に行う場合。
- (3) 火災・停電により、本サービスの提供ができなくなった場合。
- (4) 天変地変、戦争・紛争・内乱・暴動その他の不可抗力により、本サービスの提供ができなくなった場合。
- (5) その他運用上または技術上、本サービスの提供が一時的な中断が必要であると判断した場合。

(会員登録情報の取り扱い)

第14条 会員情報の取り扱いについて、次の各項に定めるとおりとします。

- (1) 事務局は、会員登録情報を、本サービスを提供する目的および次項以降に掲げる目的により利用することができるものとする。
- (2) その他事務局の事業に関するアンケートや広告等の情報の配信のため。
- (3) 新商品・サービスの研究や開発を目的とする市場調査やデータ分析のため。
- (4) ダイレクトメールの発送等、商品・サービスに関するご案内のため。
- (5) 本サービスの利用資格の有無の確認のため。
- (6) その他、事務局と会員等の取引を適切かつ円滑に遂行するため。
- (7) 事務局は、会員登録情報を第三者に開示する場合は、必ず事前に当該会員等の同意を得るものとします。但し、事務局は会員等を特定できない形態に加工した情報については、これを自由に利用し、または第三者に開示することができるものとします。
- (8) 次の各項のいずれかに該当する場合は、関係法令に反しない範囲で、会員等の同意なしに、会員登録情報を開示することがあります。
 - ① 会員等が、第三者に不利益を及ぼすと判断した場合。
 - ② 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し協力をする必要がある場合で、会員等の同意を得ることによりその事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。
 - ③ 裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、開示を求められた場合。
 - ④ 法令により開示または提供が許容されている場合。
 - ⑤ その他本サービスを提供するために必要であると事務局が合理的な理由により判断した場合。
- (9) 事務局が、本サービス提供のために必要な範囲において、会員登録情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合は、当該委託先は、(7)に定める第三者に該当しないものとします。

(個人情報の取り扱い)

第15条 個人情報の取り扱いについて、次の各項に定めるとおりとします。

- (1) 会員登録情報に含まれる「個人情報の保護に関する法律第2条第1項」に規定する個人情報は、事務局が別途定める「個人情報の取り扱いについて」に従って取り扱われます。

(通知の到達)

第16条 通知の到達については、次の各項に定めるとおりとします。

- (1) 事務局が、会員等に対して書面、電子メール等の方法により通知を行う場合には、事務局は登録された会員等の情報の住所、電子メールアドレス宛に通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかった場合においても、事務局は通常到達するであろう時に到達したものとみなします。

(業務請負契約)

第17条 業務請負契約については、次の各項に定めるものとします。

- (1) 事務局は、本規約に基づく本サービスの運営、管理等について、業務の全部または一部を第三者に委託できるものとします。
- (2) (1)に関する詳細は、別途定める業務請負契約書に準ずるものとします。

(著作権等)

第18条 著作権等については、次の各項に定めるとおりとします。

- (1) 本サービスおよびその内容の一切に関する著作権、その他の知的財産権等は事務局またはハローライト株式会社に帰属するものとします。

(反社会的勢力に関する事項)

第19条 反社会的勢力に関する事項については、次の各項に定めるとおりとします。

- (1) 会員等は、第①項のいずれかに該当し、もしくは第②項のいずれかに該当する行為をし、又は第①項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスの提供が停止され、または利用資格を取り消されても異議を申し立てないこと、またこれにより会員等に損害が生じた場合でも、一切を会員等の責任とする事に同意するものとします。
 - ① 会員等は、利用登録の申し込みにあたり、現在次のいずれかにも該当しないことを表明し、且つ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (ア) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下「暴力団」といいます。）
 - (イ) 次のいずれかに該当する者
 - ・暴力団等が経営を支配し、または実質的に関与していると認められる関係を有す

ること。

- ・不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
- ・暴力団等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなど関与していると認められる関係を有すること。
- ・会員等が法人等の場合、役員または経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

② 自らまたは第三者を利用して次に該当する行為が行わない事を確約します。

- ・暴力的な要求行為。
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ・取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ・風説の流布し、偽計を用いまたは威力を用いて事務局の信用を毀損し、または事務局の業務を妨害する行為。
- ・その他、以上の行為に準ずる行為。

(特約事項)

第20条 特約事項について、次の各項に定めるとおりとします。

- (1) 事務局は、自治体、法人等との間で、本規約等に定める規定と異なる特約を別途定める事ができるものとします。
- (2) 前項において、自治体および法人等が特定する会員等による本サービスの利用には、自治体等の特約の規定が本規約に優先して適用されるものとします。

(本規約)

第21条 本規約について、次の各項に定めるとおりとします。

- (1) 事務局は、事務局所定の方法により、本規約の内容を変更できるものとします。
- (2) 事務局は、本規約の内容を変更した場合、インターネットもしくは書面その他の媒体により公表するものとします。また公表後、会員等が本サービスを利用した場合、もしくは公表後1カ月間、退会手続きを行わない場合は、会員等が変更後の本規約の内容を承認したものとみなします。
- (3) 本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとします。

(管轄裁判所)

第22条 管轄の裁判所については、次の各項に定めるとおりとします。

- (1) 会員等は、本規約に基づく取引に関して、事務局との間に紛争が生じた場合には、長野地方裁判所松本支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする事を異議なく承諾するものとします。

付則

- 1, 本規約は、令和5年11月1日より施行する。
- 2, 本規約は、令和6年6月1日より一部改訂し施行する。